

三重県 新型コロナウイルス感染症対策 大綱

～第5波の検証と第6波への備え～
【概要版】

令和3年12月22日

	レビュー	対策
	第5波における 感染者の発生動向	
(1) 予防・医療 ①保健所・本庁の体制 ②検査体制 ③ワクチン接種 ④医療提供体制 ⑤感染拡大防止対策 ⑥情報提供 (2) 事業者支援 ①中小企業全般 飲食店等 ②観光事業者	第5波における 対応 評価・課題	第6波に向けた 対策

レビュー

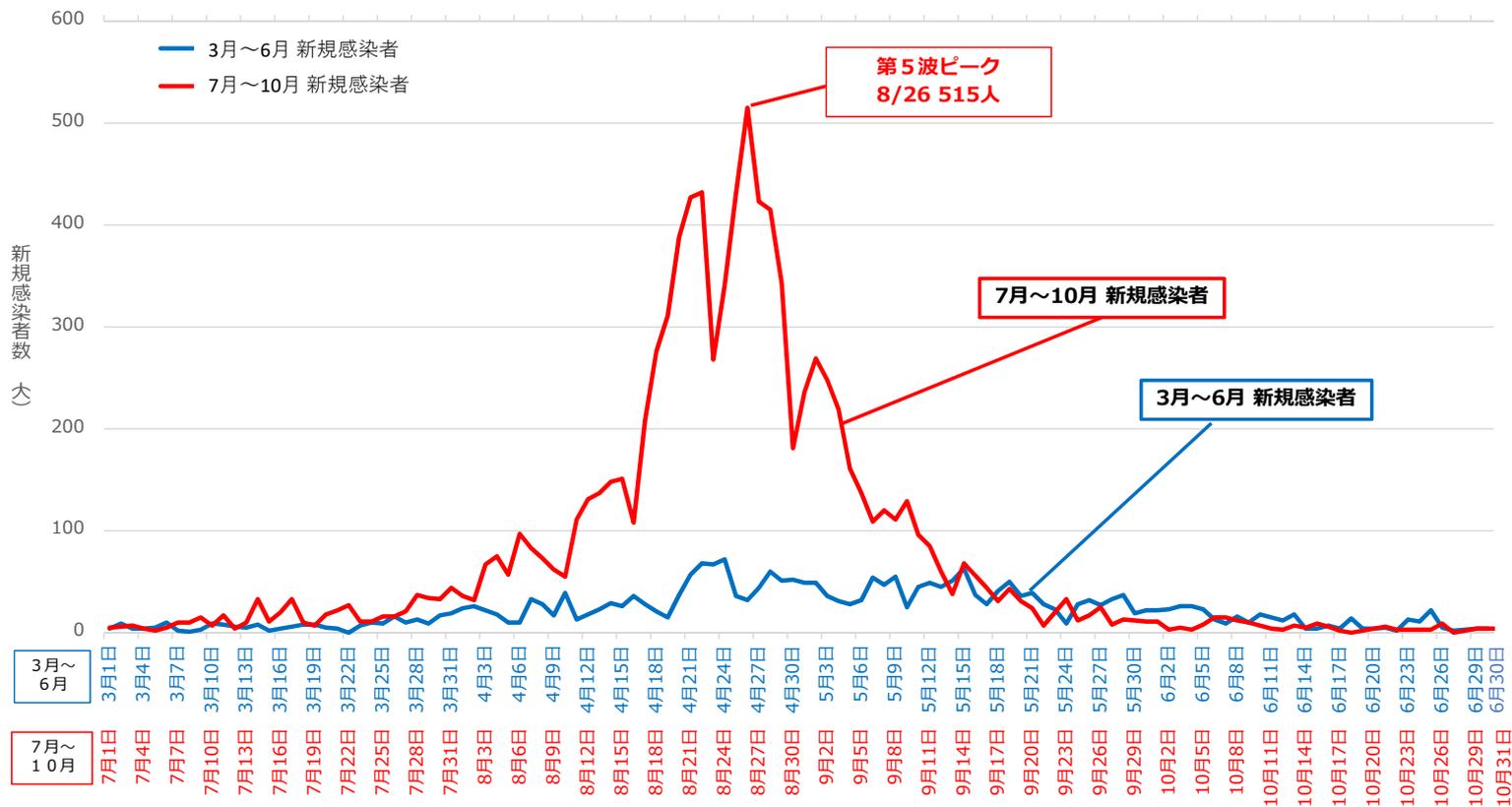
～第5波における感染者の発生動向～

- ◆第4波と比べ、累計感染者数は約6,800人増加、平均感染者数は約55人増加
- ◆1日の**最大感染者**は第4波の約7倍の**515人**（8/26）

期間	日数	累計	1日平均	最大
3月～6月 ※第4波を含む	122日	2,728人	22.5人	72人 (4/24)
7月～10月 ※第5波を含む	123日	9,533人	77.5人	515人 (8/26)

- ◆圏域別では、県外往来（通勤、通学等）の影響等により、他圏域より先に**北勢圏域**から**感染者数の増加**が始まり、その後中勢伊賀圏域～東紀州圏域へと拡大
- ◆感染者の地域別割合は、第4波とほぼ同じで**北勢圏域**が**全体の約65%**を占める
- ◆伊勢、熊野を除いた保健所では**第4波の3倍以上**の感染増加がみられる
- ◆ワクチン接種が進んだことにより**60代以上の割合が減少**
県人口に占める30代以下の割合(37%)に対し、第5波では30代以下の感染者割合は64%
- ◆感染拡大に伴い**感染経路不明の割合が増加**
感染者の爆発的な増加に伴い、一部の保健所で、濃厚接触者等を特定するために行う疫学調査を縮小せざるを得なかったことが要因と推察
- ◆第4波と比べ、感染者数は大幅に増加しているが、**重症者、死亡者数の割合は減少**
- ◆第4波～第5波では70件のクラスターが発生（第4波：39件、第5波：31件）

感染者の発生状況



レビュー ～保健所・本庁の体制～

	第5波における状況・対応	課題
保健所体制	<ul style="list-style-type: none"> ○感染者の爆発的増加により、<u>一部の保健所では、陽性者への陽性判明から最初の連絡までの遅延や、疫学調査の縮小、無症状の濃厚接触者等への検査を制限せざるをえない事態に</u> ○<u>自宅療養者の体調悪化時の相談対応等において、臨時的な応援職員では判断・対応が困難な場合があり、本務職員に業務が集中</u> ○臨時的な応援職員を確保(最大42名) ○市町保健師の応援体制を構築 ○自宅療養者の健康フォローアップのため、看護師を任用 ○人材派遣会社を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員、市町保健師による応援体制、関係団体の協力、人材派遣会社の活用等の更なる拡大が必要 ・専門的判断が可能な本務職員の配置などの体制整備が必要
本庁体制	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>患者情報収集、入院調整等の業務がひっ迫</u> ○<u>クラスター対応、入院調整等の業務において臨時的な応援職員では判断・対応が困難な業務について、本務職員に業務が集中</u> ○臨時的な応援職員を確保(最大82名) ○人材派遣会社を活用 ○関係団体と連携し、感染した妊婦の方への対応を一元的に実施 	

第6波に向けた対策 ～保健所・本庁の体制～

- 感染者の増加に伴って増大する保健所業務や本庁業務に的確に対応するため、責任と権限を行使できる**臨時的でない本務職員を追加配置**することにより体制を強化
 - ・令和3年11月1日付で**本庁の1課2PT体制を1課4PT体制に組織改正し、15名を増員併せて、保健所も担当職員を4名増員、さらに、12月1日付で保健所に2名増員**
- 県職員・市町保健師による応援体制、自宅療養者の健康フォローアップに従事する看護師など会計年度任用職員の任用、人材派遣会社の活用を継続
- 感染拡大時に迅速に対応できる体制とするため、**県の応援職員(約350名)を事前にリスト化するとともに、業務マニュアルを配布し、WEB研修を実施**

フェーズ	フェーズ1	フェーズ2 1週間あたりの陽性者 15人/10万人以上	フェーズ3 1週間あたりの陽性者 30人/10万人以上
体制整備に必要な人員	94.5人	94.5~157.5人	157.5~322人
人員確保の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師などの医療職を任用 ・人材派遣会社を活用 	左記に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の通常業務の休止による応援体制の確保 ・他部署の職員への兼務発令 ・市町保健師への併任発令 	

レビュー ～検査体制～

	第5波における状況・対応	課題
行政検査	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の保健所では、疫学調査の縮小、無症状の濃厚接触者等への検査を制限せざるを得ない事態に ○民間検査機関の活用、濃厚接触者等の候補者リスト作成の仕組みを整理（9月下旬） 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者が急増した場合でも、関係機関等と連携し、必要な検査を確実に実施することが必要
変異株への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○デルタ株等を含む変異株検査を6月中旬から実施 ○8月中旬以降には変異株陽性率は90%を超え、デルタ株に置き換わったと推察 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな懸念される変異株の発生に備え、迅速に変異株PCR検査を実施できる体制を維持 ・ゲノム解析により、新たな変異株の動向を監視していくことが必要
無料PCR検査	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止、県民の不安解消等のため、無症状者への無料PCR検査を実施（10月11日～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き幅広い検査機会を提供し、感染拡大防止を図ることが必要
社会的検査 抗原定性検査キットの配備	<ul style="list-style-type: none"> ○県内全域の障害福祉施設への社会的検査を実施（9～11月） ○外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の早期発見、クラスターの未然防止のため、感染状況に応じた対策が必要

6

第6波に向けた対策 ～検査体制～

- ・過去最大規模の検査需要が生じた場合にも十分に検査できるよう、検体採取体制、検査（分析）能力等の設定の見直しを行い、必要な検査体制の整備を推進

検査需要見通し：13,850件/日 ⇨ 1日当たり最大検査可能件数：16,230件/日

【行政検査】保健所への応援体制の強化

感染拡大時における無症状濃厚接触者等への検査について、民間検査機関を活用

【変異株】ゲノム解析の実施、変異株PCR検査体制を維持

【無料PCR検査事業】

令和3年12月までとしていた事業を令和4年2月10日まで延長
検査対象に帰省予定者を追加、施設・事業所単位での申し込みを可能とするよう変更

【社会的検査】

5月から実施してきた社会的検査は、感染状況をふまえ、11月末で休止するものの、今後感染の再拡大が見られた場合には、速やかに再開を検討

【国事業による検査の無料化】

- ・ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業
健康上の理由等でワクチン接種ができない方への検査を無料化
- ・感染拡大傾向時の一般検査事業
感染拡大の傾向が見られ、都道府県知事が検査受検を要請した場合に、感染不安などの理由による検査を無料化

7

レビュー ～ワクチン接種～

	第5波における状況・対応	課題
ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> ○7月末には概ね8割の高齢者に対する接種を完了 ○企業や大学において職域接種を実施 ○県営接種会場について <ul style="list-style-type: none"> ・県内2カ所に設置 ・12歳から29歳を優先的に予約を受け付け、若年層の接種を促進 ・手話や外国語通訳を配置し、障がい者や外国人の方が接種を受けやすい環境を整備 <p>→住民接種、職域接種と合わせ、2回目接種率は85.26%(71.78%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の促進が必要 ・年代別の2回目接種率は、12歳から19歳で70.77%(35.75%)、20歳から29歳で74.57%(48.59%)にとどまっており、若年層への情報発信を進めることが必要 ・追加接種（3回目接種）に向けて、引き続き、国に対しワクチンの供給スケジュールを早期に示すとともに、確実に供給されるよう要望が必要

※接種率は、11月30日時点と10月14日時点を併記

※カッコ内の接種率は10月14日時点

第6波に向けた対策 ～ワクチン接種～

- ワクチン接種を希望する全ての方が接種を受けられるよう、2回目接種の完了に向け、市町や関係団体等と連携し、**若年層を含めた円滑なワクチン接種を推進**
- 追加接種（3回目接種）**に向け、各市町や関係機関等と緊密に連携し、**必要となるワクチンを配分**するとともに、**市町における接種体制構築を支援**

追加接種（3回目接種）のスケジュール

主な対象者ごとの追加接種開始時期

12月	医療従事者 接種間隔6か月での接種が可能
1月	高齢者施設の入所者・従事者 接種間隔6か月での接種が可能
2月	高齢者 2月以降接種間隔7か月での接種が可能
3月	64歳以下・職域接種

追加接種対象者

- ・2回目接種完了から**原則8か月以上経過した18歳以上の方全員**

※一部対象者については前倒し接種が可能

レビュー ～医療提供体制～

	第5波における状況・対応	課題
入院医療	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>感染拡大時に、速やかに入院できなかった中等症患者が発生(8月末時点で、中等症Ⅱの患者52名が自宅で療養する状況に)</u> ○<u>自宅療養者の症状が悪化しても速やかに入院ができない状況が発生。入院となる患者の重症度に地域差が発生</u> ○8月11日、緊急的な体制に切り替え病床を31床を増床 ○8月30日に感染症法に基づき県内全病院に病床確保等を要請、46床を増床、計513床を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、入院、宿泊療養、自宅療養を併用しつつ、医療提供体制の充実・強化を図るため、病床確保や確保病床の効率的な運用、入院調整が必要 ・臨時応急処置施設、宿泊療養施設の追加確保や、中等症患者を受け入れるため、医療機能強化型宿泊療養施設が必要
臨時応急処置施設	<ul style="list-style-type: none"> ○地域により、救急不搬送及び救急搬送困難事例が増加 ○酸素投与や点滴等の必要な処置を行う臨時応急処置施設を暫定的に設置(8月29日～9月14日) 	
宿泊療養	<ul style="list-style-type: none"> ○中等症患者受入れ体制が整っておらず、リスクの高い方が自宅療養となる状態に ○<u>施設改修等により19室追加し、2施設259室での運用(8月23日～)するとともに、発熱に関する入所基準の緩和を行ったが、保健所に緩和内容を十分浸透させることができず稼働率向上に至らず</u> ○宿泊療養施設で中和抗体療法が行える体制を急遽整備 	

10

レビュー ～医療提供体制～

	第5波における状況・対応	課題
自宅療養	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>自宅療養者の急増(8月末時点で、中等症Ⅱの患者52名が自宅療養)により、保健所での健康フォローアップ業務等がひっ迫</u> ○医師会、看護協会、薬剤師会等と連携し、各保健所に「自宅療養フォローアップセンター」を設置したものの<u>往診や訪問看護の体制を構築できたのは一部地域のみ</u> ○パルスオキシメーターを追加購入(計14,450個)必要に応じて食事及び衛生用品を配送したが、脱水症状や消化器症状に対応した食事の提供はできず 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療関係者と連携し、自宅療養フォローアップセンターを中心とした医療提供の仕組みづくり、体制強化のための支援が必要 ・生活支援の内容改善、配送体制の強化が必要

11

第6波に向けた対策 ～医療提供体制～

第5波における最大の感染拡大時と同程度の感染拡大が生じることを前提に、体制を整備

今後の想定：最大新規感染者数：515名

最大療養者数：3,170名（入院461名、宿泊400名、自宅2,309名）

感染拡大のピークに向けた体制

感染症患者受入病院：532床 臨時応急処置施設：2施設44床 合計576床を確保

宿泊療養施設：5施設665室

【入院医療】

重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者（妊婦を含む）が確実に入院できるよう病床の確保、効率的な運用等を実施

- ・受入病床の増床に向けて可能な限り医療機関と調整を継続
- ・すべての入院調整を県医療調整本部に一元化
- ・病床ひっ迫時に、症状が軽快した患者の転院や宿泊療養施設への転所を積極的に実施、その基準や流れを明確化
- ・確保病床への受入れが迅速かつ確実に可能となるよう、医療機関と条件を明確にした書面を締結

【臨時応急処置施設】

自宅療養等の患者の増加に備え、症状が急変した場合の受入施設を確保

- ・救急医療ひっ迫防止等のため、津市・北勢地域に2施設を確保

12

第6波に向けた対策 ～医療提供体制～

【宿泊療養】

患者増加時でも、確実に入所できるよう施設を確保するとともに、中等症患者も受け入れることができるよう体制を整備

- ・5施設665室を確保
- ・医療機能強化型の施設とし、感染状況に応じて入所基準を緩和し、重症化リスクの高い患者や中等症Ⅰ患者を受入れるとともに、中和抗体療法の実施体制を強化

【自宅療養】

治療を必要とする自宅療養者の症状軽減等のための体制、パルスオキシメーターや食事等の配送体制を充実

- ・自宅療養フォローアップセンターの体制強化
- ・治療等が必要な自宅療養者への医療提供体制を充実
- ・地域の医療機関と連携し、中和抗体薬の投与体制を整備
- ・自宅療養者への医療提供等のフォローアップを充実するため、医療機関、訪問看護事業所、薬局への協力金制度を創設
- ・脱水症状や消化器症状にも対応した食事の提供やパルスオキシメーター、食事及び衛生用品の配送体制を充実するとともに、市町や関係団体とも連携

【医療人材の確保】

- ・医療機関等からの医療従事者の派遣について、派遣可能な人員についてリスト化
- ・医療従事者の負担軽減と業務運営の効率化のため、職種間の業務分担の見直しや、清掃・消毒業務の民間事業者への委託等を関係機関に対し働きかけ
- ・医療機関内の清掃等の業務を実施する県内民間事業者を対象とした研修会を実施

13

レビュー ～感染拡大防止対策～

	第5波における状況・対応	課題
措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>感染拡大の予兆を捉えるシグナル「新規感染者数が2日連続で17人以上」に達した2週間後には感染者が急増。シグナルに達したことにより警戒を呼びかけたが、危機感が十分には伝わらず、県民の行動変容にはつながらなかった</u> ○感染者の急増に対し、「緊急警戒宣言」「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」を発出し、飲食店への営業時間短縮、外出の自粛などを要請 →人流の減少、県民の行動変容を促し、感染拡大の抑制につながったと推察 ○感染者急増に伴い短期間で措置を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大が急速であったため結果的に早期に対策がとれず、過去最大の感染拡大となった。感染状況に的確に対応できるように予め措置実施の基準を設定しておくことが必要 ・予め定めた基準を公表し警戒レベルに応じた行動を促すことが必要
クラスターへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>感染者の増加に伴い、本庁、保健所の業務がひっ迫し、職場や友人間における感染事例の調査が行えず、クラスター認定に至らない事例が発生</u> ○重症化リスクの高い施設で発生したクラスターを優先して対応することで、施設内での感染拡大を防止 ○高齢者施設関係のクラスターでは<u>ワクチン2回接種後の感染（ブレイクスルー感染）が発生</u> ○高齢者施設等を対象に感染防止対策等の研修会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染急増時においても対応可能な本庁、保健所体制の整備が必要 ・感染事例の分析、施設等での対策継続の周知徹底が必要

14

レビュー ～感染拡大防止対策～

	第5波における状況・対応	課題
外国人住民への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>自国の生活様式や言語が共通する家族・友人間のコミュニティでのつながりが強いことにより感染が拡大</u> ○多文化共生に関わる市民団体に、SNS等により外国人コミュニティに向けた情報発信を依頼 ○外国人を雇用する事業所等へワクチン接種の促進と感染防止対策の徹底を依頼 ○感染者の急増に伴い、みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）への相談が増加 ○<u>自宅療養者の増加に伴い、複数の保健所から同時期に応援要請、常時配置している調査員兼通訳だけでは対応ができず、（公財）三重県国際交流財団へ緊急対応を要請</u> ○外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体、ネットワークを活用した情報発信が必要 ・関係機関との連携や情報共有が必要 ・調査員兼通訳の配置を継続、迅速に対応できる体制整備が必要 ・引き続き、外国人を雇用する事業所に対して抗原定性検査キットの活用を促す等の感染者の早期発見につながる取組が必要

15

レビュー ～感染拡大防止対策～

	第5波における状況・対応	課題
県立学校の児童生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等に基づき対応 ○感染経路の多くは家族内感染であることから、家庭の協力も得ながら、学校内での感染拡大を防止 ○第5波と夏休みが重なっており、部活動に伴う場や学校外の利用施設・活動等での感染事例が発生 ○措置の実施に沿って教育活動を段階的に縮小・延期 ○夏季休業明けに分散登校、オンライン学習などの在宅学習を実施。必要に応じ、就職・進学の個別指導、特別支援学校生の居場所の確保などきめ細かな対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族内感染以外に、学校外の利用施設・活動等でも感染が発生しており、これらの場に対する感染防止対策の周知や情報提供が必要 ・在宅学習における規則正しい生活リズムの維持等に課題。感染拡大時においても、教育活動を円滑に実施出来るよう、予めの準備が必要

16

第6波に向けた対策 ～感染拡大防止対策～

【措置の実施】

- ・感染拡大の予兆を捉える**感染拡大防止アラート**を設定
感染拡大防止アラート発動後は、**予め設定した基準により迅速に対策実施**、感染拡大を抑制する

【クラスター対応】

- ・保健所、県対策本部、厚生労働省クラスター対策班が連携してクラスターの早期収束を図る
- ・感染者急増時に備え保健所における疫学調査体制を強化
- ・学校・事業所等の協力を得て濃厚接触者等の特定を行い、民間検査機関を活用した接触者検査を実施
- ・高齢者施設等を対象とした研修を行い、ブレークスルー感染事例の共有を図るとともに、感染対策の継続について改めて周知徹底

【外国人住民への対応】

外国人住民に、**正しい情報がわかりやすく、効果的に伝わる情報発信・啓発活動**

- ・県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）等における多言語での情報提供の充実
- ・多文化共生に関わる市民団体の知見やネットワークを活用した啓発活動
- ・みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）において、適切な情報提供、相談対応を行うため、保健所をはじめとする関係機関等との連携強化
- ・保健所への多言語支援を迅速に行えるよう、（公財）三重県国際交流財団へ協力を要請
- ・外国人を雇用する事業所に対して、抗原定性検査キットの積極的な活用を促し、感染者の早期発見、事業所における感染拡大防止を図る

17

第6波に向けた対策 ～感染拡大防止対策～

【県立学校の児童生徒への対応】

感染防止と教育活動を両立させるための対策を一層進める

- ・ 場面の切り替わりにおける感染防止対策についても、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を踏まえて徹底
- ・ 学校への感染拡大防止のため、保護者にも協力いただきたいポイントを改めて丁寧に周知
- ・ 授業・行事について、予め複数の代替プランを準備し、感染拡大状況に応じた教育活動を円滑に実施
- ・ 部活動や寮・下宿の生徒が、感染拡大時に県外への移動が必要な場合、PCR検査の受検を推奨。部活動では、PCR検査受検が必須の全国大会等に出場する際の費用について支援
- ・ 感染拡大時や入試時期に教育活動への影響を最小限に抑えるため、濃厚接触者の特定や検査などが円滑に実施されるよう、引き続き、保健所等との連携に努める
- ・ 学校外の利用施設や習い事についても関係部署・関係機関と連携するとともに対応を要請

※県立学校の児童生徒への対応は、市町教育委員会や私立学校にも情報提供

第6波に向けた対策～感染拡大防止アラートと発動後の対応～



レビュー ～情報提供～

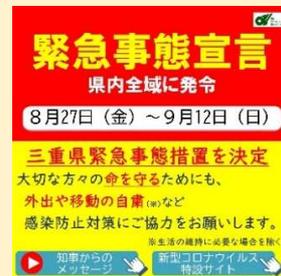
	第5波における状況・対応	課題
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>感染状況や県からの要請などについて、素早く幅広く届ける必要</u> ○感染状況に応じ、県民・事業者への呼びかけを実施 ○SNS（LINE、twitterなど）を通じた情報発信 ○多言語での情報発信（ホームページ、SNSなど） ○ホームページにおける情報発信（県特設ページ、ワクチン接種ポータルサイトの開設など） ○若年層をターゲットとしたワクチン接種に関する動画作成 ○新聞広告、広報誌、フリーペーパー、業界誌等での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報が必要な人に迅速かつ確実に届くような取組が必要 ・より県民の理解を得られるよう分かりやすい情報提供が必要

20

第6波に向けた対策 ～情報提供～

○感染状況などの**現状**、医療提供体制等の**安心情報**、ワクチンの副反応等の**正しい情報**、感染状況に応じた**注意喚起**、県民・事業者の皆様への**県からの要請等**、**必要な情報が必要な人に時機を逸せず届くよう**、さまざまな媒体を用いて情報発信を行う

- ・知事から県民への呼びかけ
- ・県ホームページを随時更新、最新の情報を掲載
- ・SNSを活用した情報発信
- ・多言語での情報発信（ホームページ、SNSなど）



(LINEでの情報発信事例)

○感染状況に応じた行動を県民・事業者に促すため、**感染拡大防止アラートの発動や措置の実施基準を予め公表**、具体的に分かりやすく感染状況を伝えるため、**新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関別の確保病床数・入院患者数等を新たに公表**する

○県民に必要な情報が確実に届くよう、分かりやすい情報提供を行うとともに、引き続き積極的な情報発信を行う

21

レビュー

～事業者支援 中小企業全般・飲食店等～

	第5波における状況・対応	課題
中小企業全般 飲食店等	<p>企業業績が急速に悪化。 特に宿泊・飲食業において厳しい状況 → 外出、移動自粛等の影響により、売上が減少した事業者や社会経済動向等を捉え積極的に事業を展開しようとする事業者を支援</p> <p>【主な支援策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済応援支援金 地域や業種を問わず、外出・移動自粛等の影響を受けて売上が減少した事業者を支援 ・飲食店時短要請等協力金 営業時間短縮に応じた飲食店に支給。第5波においては支給事務の迅速化に努めるとともに、早期支給制度を導入 ・みえ安心おもてなし施設認証制度 (あんしん みえリア) 感染防止対策に取り組む飲食店を現地確認のうえ認証 (令和3年12月14日現在 認証店舗2,747店) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や市町も様々な支援を行う中で、わかりやすく利用しやすい制度が必要 ・事業者の負担軽減のため、時短要請等の事前周知が必要 ・協力金支給の更なる迅速化が必要 ・あんしん みえリア認証店の拡大と利用促進、飲食店の感染防止対策へのインセンティブが必要

22

第6波に向けた対策

～事業者支援 中小企業全般・飲食店等～

○事業継続・業態転換

- ・新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金
- ・「事業再構築ガイドブック」の発刊、ニュービジネスセミナーの開催

○販路拡大

- ・県が運営する通販ポータルサイト「三重のお宝マーケット」を活用したキャンペーン
- ・商品開発支援、商談会等の開催、県内地域商社と連携した販路開拓

○協力金・支援金

- ・営業時間短縮要請などの措置の影響を受ける事業者への協力金・支援金を速やかに支給

○みえ安心おもてなし施設認証制度

- ・更なる認証店の拡大とその利用を通じた、地域経済の再生、活性化につなげる（みえリア認証店利用キャンペーン など）
- ・第6波の到来を見据え、感染拡大時にも制限が緩和できるよう「**ワクチン・検査パッケージ制度**」を導入、登録店を募集



レビュー

～事業者支援 観光事業者～

	第5波における状況・対応	課題
観光事業者	<p>旅行需要の急激な減少、新型コロナウイルスの影響が長期化 → 観光事業者への支援、旅行需要の喚起を実施</p> <p>【主な支援策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みえ安心おもてなし施設認証制度（観光事業者版「あんしん みえリア」） 感染防止対策に取り組む観光事業者（宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業者）を現地確認のうえ、県が認証 令和3年12月現在で985施設を認証 ・みえ得トラベルクーポン【第4波収束時以降実施】 県民を対象に宿泊・日帰り旅行代金を最大5,000円割引 土産物店、タクシー等でも使える「みえ得トラベルクーポン」を併せて配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん みえリアの観光地での面的な認証が必要。 認証取得に対するインセンティブが必要 ・感染リスクを減少させるためにも、平日も含めた旅行需要の平準化が必要 ・中長期的な旅行需要の喚起策が必要

24

第6波に向けた対策

～事業者支援 観光事業者～

- 観光事業者版あんしんみえリア
 - ・旅行需要喚起施策と連動し、認証施設を拡大
 - ・県内観光地を安心して利用できる環境を形成



- 「ワクチン・検査パッケージ」への的確な対応

- 感染防止対策と旅行需要の喚起の両立

観光事業者・旅行者双方の感染防止対策等の徹底を周知したうえで、感染状況を踏まえつつ、需要喚起策を実施

- ・みえ得トラベルクーポン：平日割引額を増額し、旅行需要を平準化
- ・みえのあそキャン'21：県内あそび体験を割引。2ヶ所以上周遊でプレゼントに応募できる企画の強化で利用を促進
- ・旅行商品造成支援：県内旅行業者の旅行商品造成・販売を支援
- ・ドライブプラン：高速道路乗り放題と県内で使用できるお買物券をセットにしたドライブプランを開始、県外からの周遊を促進

25

三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱

【参考】みえコロナガード（MCG）公表後の主な新規取組

保健所・本庁の体制	<ul style="list-style-type: none"> ●本庁の組織を改正、人員増 1課2PT → 1課4PT 本庁15名増員、保健所6人増員 ●応援職員（約350名）を事前にリスト化 事前に業務マニュアルを配布、WEB研修を実施
検査体制	<ul style="list-style-type: none"> ●検査無料化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業 健康上の理由等によりワクチン接種ができない方の検査を無料化 ・感染拡大傾向時の一般検査事業 感染拡大の傾向が見られる場合、感染不安などの理由による検査を無料化
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ●最大確保病床、臨時応急処置施設、宿泊療養施設を追加で確保 <ul style="list-style-type: none"> ・最大確保病床 : 523床 ⇒532床 ・臨時応急処置施設 : 0施設 ⇒2施設（44床） ・宿泊療養施設 : 2施設(259室)⇒5施設（665室）
感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ●各措置の基準を再整理 <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大阻止宣言：医療に負荷が生じ始める状態 10万人あたり8人/週 以上 病床使用率30%以上（137人以上） ・緊急警戒宣言：医療への負荷が大きくなりつつある状態 10万人あたり15人/週 以上 病床使用率30%以上（137人以上） 重症者用病床使用率20%以上（10人以上）等